

大川原地区公共施設屋根太陽光システム可能性調査および設計業務
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

大熊町では、令和2年2月に「大熊町2050 ゼロカーボン宣言」（以下、「ゼロカーボン宣言」という。）を行い、原発事故を経験したからこそ、化石エネルギーに頼らず、地域の再生可能エネルギーを活用した持続可能なまちづくりに取り組んでいる。また、令和3年2月には、「大熊町ゼロカーボンビジョン」（以下、「ビジョン」という。）を策定し、ゼロカーボンによる復興の推進に向けた基本戦略や具体的な施策について取りまとめを行い、ビジョンの実現に向けて、再生可能エネルギーの積極的導入を推進している。

また、大熊町では、町への帰還事業として、平成30年より大川原地区における災害公営住宅や再生賃貸住宅の整備と入居を進めている。

本業務では、大川原地区で整備された災害公営住宅・再生賃貸住宅計132戸において、屋根への太陽光発電設備の設置に関する技術的調査と、発電した電力を地域内で有効活用する方法について効果・法制度・経済性等の観点から実現可能性を検討し、これらを踏まえて、公営住宅群における再生可能エネルギー導入の基本設計を行う。

2 業務概要

(1) 対象業務

大川原地区公共施設屋根太陽光システム可能性調査および設計業務

(2) 仕様

別紙「大川原地区公共施設屋根太陽光システム可能性調査および設計業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託業務期間

委託契約の締結の日から、令和4年3月31日までの期間

(4) 委託費の上限

金 10,780,000 円（消費税及び地方消費税込み）

3 プロポーザル参加の要件

(1) プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる①～⑦の条件を全て満たしている者とする。なお、条件を満たさない者の企画提案は受け付けない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 公告の日から入札等の日までの間に、大熊町の工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和61年10月21日訓令第1

- 号)による入札参加制限中の者でないこと。
- ③ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者でないこと。
- (ア) 破産者で復権を得ない者
- (イ) 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当するものでないこと。
- (ア) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者
- (イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき再生手続き開始の申し立て(同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む)がなされている者
- (ウ) 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がなされている者(同法附則第3条1項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑦ 自家消費型の分散型電源として太陽光発電と蓄電池を組み合わせた導入検討調査(需給調整シミュレーションを伴うもの)を行った実績、ならびに再生可能エネルギーを蓄電池等と組み合わせて、自立分散型電源として地域や限定したエリアにおける電力ネットワーク(例えば自営線によるマイクログリッド※等)に関する調査、計画または設計を行った実績を有すること。(2以上の者が構成員となって結成した共同体として参加する場合には、構成員の代表者が本件を満たすこと)
- ※「マイクログリッド」とは大規模発電所の電力供給に頼らず、コミュニティでエネルギー供給源と消費施設を持ち地産地消を目指す、小規模な電力ネットワーク(グリッド)をいう。

(2) 実施要領等の入手方法

本プロポーザルに係る企画提案書様式等については、大熊町のホームページからダウンロードして入手すること。なお、大熊町役場の窓口又は郵送等での配付は行わない。

4 企画提案の内容

本業務の受託者は、本町復興計画や公営住宅の整備状況、ゼロカーボンビジョン等の関連する計画、ならびに本町における地域新電力などによる再エネ電力利活用計画、地域における系統電力の状況などを踏まえ、大川原地区における災害公営住宅・再生賃貸住宅における太陽光発電の導入に関する下記の調査・検討および設計を実施する。

なお、本業務で対象となる住宅は次のとおりである。

- ・再生賃貸住宅⇒2階建て集合住宅（木造2階建10棟+鉄骨2階建3棟）計40戸
- ・災害公営住宅⇒木造平屋戸建て（第一期分50戸、第二期分42戸）計92戸

(1) 住宅屋根への太陽光発電設置可能性検討

- ・各建物に対して太陽光発電設備設置の可能性を検討するにあたり、建物構造や電気設備の特性等を踏まえた設置検討の方針を提案すること

(2) 発電電力の地域内利用に関する検討

- ・対象地域の特性や関係組織の動向を踏まえた発電電力の地域内利用について検討方針が提案されているか
- ・発電電力の災害対策への利用について方針が提案されているか

(3) 電力需給バランスの検討（シミュレーション）および効果の検証

- ・各住宅や周辺施設の電力需要ならびに負荷パターンを踏まえた発電シミュレーションや電力需給バランスの検討方針について提案されているか

(4) 基本設計

- ・年度末までの事業期間を踏まえ、基本設計の方針が提案されているか

(5) 審査会等で提案された項目に関すること

- ・プロポーザル審査の過程で審査会にて提案された内容についても、当該仕様書へ追記する。

5 応募手続き

(1) 全般的事項

①スケジュール

項目	日程
公募開始	令和3年10月8日（金）
質問受付期限	令和3年10月15日（金）午後5時まで
質問回答	令和3年10月19日（火）
参加資格確認申請書提出期限	令和3年10月22日（金）午後5時まで
企画提案書提出期限	令和3年11月1日（月）
審査会（プレゼンテーション）	令和3年11月9日（火）※時間は別途通知
審査結果の通知	令和3年11月10日（水）以降

②様式一覧

様式番号	項目
様式第1号	質問書
様式第2号	企画プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書
様式第3号	会社概要

様式第4号	守秘義務誓約書
様式第5号	業務実施体制書
様式第6号	暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

(2) 質問等の受付

質問については、以下により受け付ける。

(ア) 受付期限 令和3年10月15日(金)午後5時まで(必着)

(イ) 提出方法

質問書(様式第1号)により、大熊町ゼロカーボン推進課宛てに電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【質問書】大川原地区公共施設屋根太陽光システム可能性調査および設計業務委託」とすること。なお、電話による質問は受け付けない。

メール: zerocarbon@town.okuma.fukushima.jp (ゼロカーボン推進課宛)

(ウ) 回 答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和3年10月19日(火)までに大熊町役場のホームページに随時公表する。なお、個別での回答は行わない。

(3) 企画プロポーザル参加資格確認申請書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次のプロポーザル参加資格確認申請に関する書類を提出し、本プロポーザルに参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

(ア) 提出期限 令和3年10月22日(金)午後5時まで(必着)

(イ) 提出先 ゼロカーボン推進課

(ウ) 提出書類

- ①企画プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書(様式第2号)
- ②会社概要(様式第3号)
- ③本要領4(1)プロポーザル参加の要件⑦に示す実績を満たしていることを証する書類の写し
- ④提出方法 電子メール、郵送(簡易書留)、または持参

(4) 企画提案書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次の企画提案に関する書類を提出期限迄に提出すること。

(ア) 提出期限 令和3年11月1日(月)午後5時まで(必着)

(イ) 提出先 大熊町役場ゼロカーボン推進課

(ウ) 提出書類

- ①企画提案書及び工程表(様式任意。但し、日本工業規格A4判とする)

- ②委託事業に係る経費積算書（様式任意。但し、日本工業規格 A4 版とする）
- ③その他企画提案を説明するのに必要な書類
- ④会社概要（様式第 3 号）と直近 2 年分の決算書又は事業報告書（収支状況が分かるもの）
- ⑤守秘義務誓約書（様式第 4 号）
- ⑥業務実施体制書（様式第 5 号）
- ⑦定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの）
- ⑧法人登記簿の写し（申請受付日の 3 ヶ月以内のもの）
 - ※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。
- ⑨暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第 6 号）

(エ) 提出部数等

- ①提出書類それぞれにつき、印刷 1 部及び PDF データ
- ②その他、審査委員会用の PDF データとして、④会社概要（様式第 3 号のみ）、⑥業務実施体制書及び①企画提案書について、社名、住所、電話番号、メールアドレス、個人名等の提案者の特定に繋がる情報を黒塗り等で消した上で、一つの PDF データに合体させたものを提出すること。（会社概要、業務実施体制表、企画提案書の順とすること）

(オ) 提出方法

電子メール、郵送（簡易書留）、または持参

(5) 企画提案書の内容

本要領「4 企画提案の内容」に基づき提案書を作成すること。

(6) 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(ア) 失格又は無効

次の各号の一に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。
- ③ 提出書類に不備があった場合。
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ⑤ 当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員等）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合。
- ⑥ 本要領に違反すると認められる場合。
- ⑦ その他、町が予め指示した事項に違反した場合。

(イ) 複数企画提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

(ウ) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(エ) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(オ) その他

- ① 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- ② 提出された企画提案書等は返却しない。

(7) 審査に関する事項

(ア) 審査方法

企画プロポーザルによる各社からの提案を受け、町は本業務に関する審査委員会においてこれを総合的に評価し、優先交渉権者（単独随意契約候補者）を選定する。

(イ) 審査会（プレゼンテーション）

企画提案書及び企画提案者からのプレゼンテーション形式により審査を行う。
本審査で選定された者を優先交渉権者とし、契約締結の手続きを行う。

① 開催日時及び会場

令和3年11月9日（火）※時間は別途通知

大熊町役場本庁舎

※企画提案者が審査会場に入室できる人数は4名までとする。

② 審査所要時間

説明時間15分、及び質疑応答10分の計25分程度を目安とする。

※審査会日程の都合上、審査所要時間が増減する場合がある。

③ 審査基準

下記の項目に基づいて審査・採点を行い、総合点数が最も高い提案者を選定する。ただし、審査員一人あたりの平均点数が25点を満たさない者は選定されない。なお、総合点数が同点の場合には、見積額が安価な提案者を上位とし、見積額が同額の場合は審査委員会の合議により順位を決定する。

④ 通知等

審査結果は速やかに参加者に通知する。選定されなかった者は、書面により、審査結果についての説明を求めることができるものとする。なお、書面は通知を受領した日の翌日から起算して15日以内に提出しなければならないものとする。

⑤ その他

- ・提案者が1社のみの場合においても、本審査を実施する。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書を基に行うこととし、企画提案書に記載のない新たな提案等は行わないこと。

- ・プレゼンテーションの際、提出者名、若しくは提出者名が類推できるおそれのある旨の発言はしないこと。
- ・新型コロナウイルスの感染状況により、本審査会をオンライン形式にて開催する可能性がある。その際の開催方法等については、別途通知する。
- ・プレゼンテーション当日の機器等の準備については、開催日時と合わせて別途通知をする。

(ウ) 審査基準

評価項目	審査の視点	配点
1. 業務体制		(10)
① 体制・計画	・本業務を責任を持って推進できる体制となっているか ・専門性を有する人材を配置しているか	5
② 実績	・太陽光発電の導入あるいは可能性調査、設計を行った実績・ノウハウがあるか	5
2. 住宅屋根への太陽光発電設置可能性検討について		(5)
③ 設備提案	・各建物に対して太陽光発電設備設置の可能性を検討するにあたり、建物構造や電気設備の特性等を踏まえた設置検討の方針が提案されているか	5
3. 発電電力の地域内利用に関する検討		(10)
④ 地域内利用	・対象地域の特性や関係組織の動向を踏まえた発電電力の地域内利用について検討方針が提案されているか	5
⑤ BCP 対策	・発電電力の災害対策への利用について検討方針が提案されているか	5
4. 電力需給バランスの検討（シミュレーション）および効果の検証		(10)
⑥ 電力需給バランス検討	・各住宅や主変施設の電力需要ならびに負荷パターンを踏まえた発電シミュレーションや電力需給バランスの検討方針について提案されているか	5
⑦ 効果検証、評価	・太陽光発電設備導入による地域への影響や経済性の検証、評価手法が提案されているか	5
5. 基本設計		(5)
⑧ 基本設計	・年度末までの事業期間を踏まえ、基本設計の方針が提案されているか	5
6. 地域理解		(5)
⑨ 地域理解	・大熊町の復興計画及びゼロカーボンビジョン等の計画を理解しているか。 ・新電力会社の設立等、町の復興状況との関連性を踏まえた提案となっているか。	5
7. 総合評価		(5)
⑩ 総合評価	・提案内容について統合的に整理された内容となっているか	5
合計点		(50)

(エ) 評価方法

審査項目毎に1～5の評価点を付し、各委員の評価点を合計し総合点数を算出する。

点数	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

6 契約の締結等

(1) 委託業務契約の締結

優先交渉権者の選定後、本業務に向けた事業計画策定に関する委託業務を実施する。

(ア) 仕様書の協議等

選定した優先交渉権者と町が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

(イ) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

7 問い合わせ先及び各種書類の提出先

大熊町役場 ゼロカーボン推進課

担当：佐藤、齊藤、館村

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

電話番号 0240-23-7597

メールアドレス zerocarbon@town.okuma.fukushima.jp